

[特別賞]

# 初めての最高裁 「有罪ありき」の責任能力判断を問う

浦崎寛泰 長崎県弁護士会・58期

## 上告審は玄人の世界!?

上告審弁護が目目されることはあまりない。難事件、膨大な記録、きわめて低い破棄率。圧倒的大多数の事件では、弁論すら開かれない。私たち新人弁護士にとっては、最高裁の上告審は、「玄人の世界」ともいうべき、ある種近寄りたくない、特殊な領域のようなイメージがある。

そんな弁護士1年目(当時)の私が初めて経験した最高裁の上告審について、経験の一端をご報告したい。

## 「逆転有罪」事件

私は、2005(平成17)年10月に弁護士登録し、当時、東京弁護士会に所属していた。登録1年後には弁護士過疎地に赴任する予定であったため、東京にいたうちに1回くらい上告審を経験しておこう。そんな軽い考えがきっかけだった。

仕事にもようやく慣れ始め、第一審の国選事件もいくつか経験した頃だった。その日は上告審を取るぞと決めて、弁護士会の会議室で国選事件の記録の束を眺めていた。しかし、その日の上告事件は1件だけ。罪名は傷害致死だった。死亡事件は未経験だったので、若干躊躇した。

綴られていた第一審の東京地裁の判決書を見ると、無罪判決であった。東京高裁の判決は懲役3年の実刑判決であったので、「逆転有罪」の事件のようである。判決理由を斜め読みすると、統合失調症による幻覚幻聴下での犯行で、第一審は心神喪失、控訴審は心神耗弱と、結論が分かっていた。

自分には荷が重過ぎないだろうか。不安が頭をよぎったが、弁護士登録して以来、一度は無罪を争う

事件をやってみたいと思っていた。よしこれにしよう。

このときは、まさか1年半後にこの事件が世間に注目されることになるとは夢にも思わなかった。

## 事案の概要

被告人の男性・Aさん(犯行当時34歳)は、統合失調症の影響により、本件犯行1年数カ月前頃から、人のイメージが頭の中に出てきてものを言うという幻視・幻聴を経験するようになった。

幻聴は次第に悪化し、やがて、Aさんがかつて働いていた勤務先の社長(本件被害者)が幻聴の中に登場するようになった。頭の中で被害者から「仕事で使ってやるから電話しろ」という声がするので、実際に電話をして再就職を申し出ると断られた。しかし、またすぐに「電話をしろ」という声が聞こえるということが、頻繁に繰り返されるようになった。

Aさんは、被害者にバカにされていると感じ、脅してバカにするのをやめさせようと考え、被害者の店に赴き、被害者の顔面を数発殴った。倒れた被害者は、打ちどころが悪かったため、不幸にも亡くなってしまった。

Aさんは、精神科に通院して診療を受けたことはあったが、「神経衰弱」と診断されていた。裁判所の正式鑑定を受けるまで、統合失調症と診断されたことはなく、Aさんと同居していた実母や交際相手も、Aさんが精神疾患であることに気がつかなかったという。

## 2つの正式鑑定は「心神喪失」だったが…

第一審で行われた正式鑑定で、S医師は、次のように述べている。「被告人は、本件行為当時、統合

失調症の激しい幻覚妄想状態にあり、直接その影響下にあつて本件行為に及んだもので、心神喪失の状態にあつた。

そして、第一審判決は、S医師の鑑定結果に依拠し、本件行為は激しい幻覚妄想に直接支配されたものであり、被告人は本件行為当時心神喪失の状態にあつたとして、無罪を言い渡した。

これに対して検察官が控訴し、控訴審で再度正式鑑定が行われたが、F医師は、「事物の理非善悪を弁識する能力があつたということは困難と考えられ、仮にこれがあつたとしても、この弁識に従つて行動する能力は全く欠けていた」として、再び心神喪失の判断を示した。

ところが、控訴審判決(原判決)は、被告人は心神耗弱にとどまるとして、第一審判決を破棄し、懲役3年の実刑判決を言い渡した。

原判決は、次のように判示していた。——①被害者が頭の中に現れて電話をしると言ったのは幻覚でも、被害者が断つたのは現実である。現実に断られて腹を立て、被害者を2、3発殴つて脅して自分をばかにするのをやめさせようなどと考えたという動機の形成は、了解が十分に可能である。②被告人は、本件犯行およびその前後の状況について詳細に記憶しており、本件犯行時の状況を具体的に供述している。③被告人は、それなりの社会生活を送り、仕事をしようとする意欲もあつた。

## 原判決に対する疑問

私は、一審と原審の判決書を読み比べて、原判決に対しては以下のような感想を抱いた。

- ① Aさんが被害者からバカにされていると思つたのは、「電話をしろ」という幻聴があつたからではないか？ 現実と幻聴をそこまで明確に分けることが可能なのか？
- ② 心神喪失の状態でも記憶ははっきりしているというケースも存在するのではないか？
- ③ 「それなりに社会生活を送っていた」からといって、犯行時の精神状態とどう関係があるのか？

一審と原審で正式鑑定をした2名の医師は、2人とも心神喪失という判断を出している。それなのに、原審は、「動機が了解可能」とか「記憶が明瞭」とか

「それなりの社会生活を送っている」などを根拠に、ずいぶんあっさりとして精神鑑定とは異なる認定をしているように思えた。

確かに、裁判所は精神鑑定の結果に拘束されない(最決昭58・9・13刑集232号95頁)。しかし、それにしても、精神鑑定と異なる結論を出すなら、もっと説得的な理由づけが必要ではないか。「動機が了解可能」とか「記憶が明瞭」とか「それなりの社会生活を送っている」などの理由づけで心神喪失が否定されるなら、極端にいえば、責任能力を争っているほとんどの事件で心神喪失が否定されてしまうのではないか？

## 「どうして2人の先生の見解が採用されないのですか？」

上告審であろうと、被告人本人の話聞いてみないと始まらない。Aさんは、一審で無罪判決が言い渡された時点で釈放され、都内に住んでいたので、事務所に来てもらつた。

事務所に現れたAさんの第一印象は、どこにでもいそうな、真面目で朴訥な青年であつた。裁判に長い年月がかかっていること、何人もの弁護士が交代していくことに戸惑いの様子が見られたが、現在の状況を淡々と話してくれた。——事件当時の住居は引き払つて、現在は都内で母親と2人で暮らしている。釈放後、仕事を見つけたが、長続きせず、無職が続いた。最近ようやく新しい仕事に就いた。2週間に1回、クリニックに通院して、統合失調症の薬を服用している。薬のおかげで生活に支障はなく、仕事も順調である。Aさんは、「今は健康のためにボディビルをやっています」とはにかんだ。

しかし、私が原判決の感想を聞くと、Aさんの表情が険しくなつた。「自分がしたことですし、被害者の方には大変申し訳ないことをしてしまいました。刑務所に行くことは覚悟しています。しかし、2人の先生の鑑定意見が採用されないのはなぜなのか、納得ができていません。S先生(一審鑑定医)には、病院に3泊4日して何時間も話を聞いてもらい、テストもしました。F先生(原審鑑定医)には、4、5回病院に通つて1回4時間から5時間話を聴いてもらいました。それなのに、どうして2人の先生の見解が採用さ

れないのでしょうか。

私は、「2人の鑑定意見が採用されなかった納得できる理由が聞きたい」というAさんの声を、ぜひとも最高裁の裁判官に届けなければならないと決意を新たにした。

## 上告趣意書提出期限の延長申請

原審の担当弁護士から記録一式を送ってもらった。分厚い鑑定書と、それ以上に分厚い鑑定人尋問調書。さらに、最高裁に記録の閲覧に行き、必要な部分を謄写をすると、かなりのボリュームになった。ダンボールに入りきれない記録の山を前に、ため息が漏れた。上告趣意書の提出期限が選任日の約1カ月後に指定されていたが、まったく時間が足りない。

さっそく、上告趣意書の提出期限の延長を求める上申書を起案した。上申書の中で、①本件は故意による犯罪で人が死亡した重大事案にもかかわらず、一審と原審で無罪・実刑とまったく異なる判断がなされていること、②一審の精神鑑定結果と原審の精神鑑定結果がいずれも心神喪失の意見であること、③原判決が指摘する心神喪失を否定した根拠に対して十分な反論を行うには専門的知見の調査が必要であり、相当な時間を要することなどを訴えた。その結果、提出期限が約2カ月間延長された。

## S医師との出会い

さっそく、一審および原審で精神鑑定を担当した医師と、いくつかの文献で名前の挙がっている医師数名に手紙を書いた。その結果、一審で精神鑑定を担当したS先生にお会いして、お話を伺うことができた。

病状と犯行の関係について正確に理解することは、まったく知識のない自分にとっては非常に困難であった。直接お話を伺っても、まだよくわからない。S医師の病院や電話で何度も話を聴き、文書にもしていただいたりした。そのうえで、あらためて鑑定書や尋問調書を何度も読み返すうちに、おぼろげながら、原判決の問題点が理解できるようになった。

## 疑問1：現実が関与しているから「動機は了解可能」なのか？

原判決が「動機は了解可能だ」という根拠は、「被告人が腹を立てたのは現実には電話をして断られたからで、動機形成には現実世界が関与している」という点にあるようだ。しかし、「電話をしろ」という幻聴と、「被害者が断った」という現実をそれほど明確に区別できるのだろうか。

この点についてS医師は、次のように述べた(学術的に不正確な表現があるとすれば、私の理解不足によるものである)。——「幻聴と現実の混在」こそがまさに精神病の世界である。体験と行動の因果関係は、多くの場合、現実的で不自然ではない因果関係にあることが多い。しかし、「了解可能」か否かは、体験(確信)と行動の因果関係が不自然か否かではなく、確信についての心的機制が「了解可能」なのかどうかにある。

私の理解したところでは、要するに、Aさんのケースでは、幻聴(電話しろなどと言われたこと)と現実(被害者が断ったこと)の区別自体が不可能なのであり、幻聴と現実が混在して妄想が形成されていた。それがAさんの病状なのである。Aさんが被害者を殴ろうと思った動機は、「現実」と「幻聴」が渾然一体となった体験により形成されたものである。Aさんにとっては、(客観的な)「現実」も(主観的な)「現実」(=幻聴)も、いずれも「現実」であることには変わりがなく、「(客観的な)現実が関与しているから動機は了解可能だ」という議論は、まったく的外れなのである。

## 疑問2：記憶が保たれていることと犯行時の精神状態の関係は？

原判決は、犯行やその前後の状況について詳細に記憶し、具体的に供述していることを「被告人の犯行時の精神状態が安定していたと判断しうる方向への1つの材料」と指摘している。一見、なんとなく間違っていないような気はする。しかし、本当にそうなのか？

この点について、S医師は次のように述べた。——統合失調症は、通常、記憶障害を伴わない。一般に統合失調症患者は、病的体験が迫真的であるほど具体的に物語るものである。患者にとって、病的体験が現実味を帯びた迫真的なものであるほど、

きわめて追い込まれた抵抗しがたい心理状態であることを意味し、病的な体験を忘却できるほど余裕はないのである。統合失調症患者の供述が一貫して具体的であるほど、病的体験の激しさを物語っているのである。

原審で鑑定をしたF医師も、尋問の中で、「幻覚妄想状態にあるときに記憶の想起が低下するということは一般には言われていない」、「精神機能の一部が混乱していても、記憶は保たれていたといえる」などと明確に証言している。

「記憶が保たれていて、具体的に供述しているから、犯行時の精神状態は安定していた」という原判決の判断は、医学的知見を無視した誤った判断であるといえそうだ。

### 疑問3：一定の社会生活を送ってきた事実をどう評価すればよいのか？

Aさんは、本件犯行までは、職を転々としていたものの一定の社会生活を送ってきた。家族や恋人は、Aさんの精神状態が悪いという認識は希薄だったし、通院先の精神科でも「神経衰弱」と診断されたのみであった。

この点について、S医師は、第一審の鑑定書で、「病的現象に多少とも影響されながら一方で現実生活をそれなりにこなしている事情は、精神医学では『二重帳簿』とか『二重見当識』と呼ばれており、珍しくはない」と指摘していた。

しかし、原判決は、「被告人がそれなりの社会生活を送り、仕事をしようとする意欲もあったことは重要な事実である」とし、「被告人の正常部分を二重見当識という言葉で顧みないことは誤りと考えられる」と判示していた。

この点について、S医師に再度確認すると、S医師の回答は次のとおりであった。——「二重見当識」という用語は、統合失調症患者の日常性、常識性を考慮した学術用語である。二重見当識は、今日精神病理学では、現実世界を圧倒する病的世界と現実との奇妙なバランス状態を意味し、統合失調症特有のあり方とみなされている。そうした脆さを持ったバランスが、急性の増悪期にあって病的世界が圧倒的に優位になったとき、バランスが破綻し、今回のような事態に至るのである。

私の理解では、要するに、「二重見当識」とは、“統合失調症患者といえども100%妄想状態の世界で生きているわけではなく、正常心理に基づいて正常な生活を送ることができる面も有している”という、医学的に当たり前の状態を表現した学術用語にすぎない。重要なのは、Aさんが正常な生活を送ってきたことと犯行当時に心神喪失状態であったことが、果たして矛盾するのかもしれないか、それをAさんの病状に照らして判断することではないか。

そのような観点から事案を見ると、一面で一定の社会生活を送ってきたのだとしても、犯行直前期頃から急激に悪化した幻聴体験の強い影響下で犯行に及んでいるという面からすれば、犯行時の心神喪失状態と、それまでの正常な社会生活とは、矛盾しないのではないかと考えられる。

### 上告趣意書の提出

上告趣意書では、一審および原審で明らかとなっている医学的知見に基づいて原判決に対する疑問を1つ1つ積み重ね、原判決の「重大な事実誤認」を繰り返し訴えた。

なんとか上告趣意書を書き上げたのは、提出期限最終日の朝方だった。朝一で最高裁の窓口へ提出した。上告趣意書は25ページで、上告趣意書にしてはかなりコンパクトなほうだが、原判決の誤りは十分に伝わるはずだと考えた。

原判決は、2つの正式鑑定の意見を無視して、「動機が了解可能」「記憶が明瞭」「それなりの社会生活を送っている」などの「こじつけ」で「有罪ありき」の結論を出しているように思えた。医学的な知見からも誤りが多数ある。そのような原判決を放置することはできない。最高裁は、きっと原判決の誤りを正してくれるはずだ。

最高裁を信じながら、結論が出るのを待つことにした。

### 「弁論が開かれることになりました」

私は、上告趣意書提出の約1カ月後に、長崎県弁護士会に登録換えし、弁護士過疎地に赴任した。赴任後もこの事件のことは気にはなっていた。しかし、

半年経っても、1年経っても、最高裁から連絡が来ることはなかった。次第に、冷静に考えれば99%以上が上告棄却で、そのほとんどがいわゆる「三行判決」だという現実を考えると、期待するのがおかしいのかもしれないと思うようになった。

そんなある日のこと。突然、第二小法廷の書記官から電話があり、「弁論が開かれることになりました」と告げられた。弁論が開かれるということは、結論が変わるということだ。これはすごい！最高裁で弁論だ！

しかし、待て。「弁論」といったって、いったい何をしたいのかわからない。『刑事弁護ビギナーズ』（現代人文社、2007年）のどこを読んでも、「上告棄却判決に対する不服申立て」については書いてあっても、弁論で何をすればいいのかわからない（そもそも、上告審の記述は3ページしかない！）。

とりあえず、メーリングリスト等で先輩弁護士のアドバイスを聞いた。その結果、どうやら、あらかじめ時間を決めて、裁判官にポイントをアピールする場だということがわかった。単に上告趣意書の「要約」ではないし、「補足」でもないようだ。あらかじめ弁論要旨の提出が求められるので、弁論要旨の「陳述」で済ますことも可能だが、弁論要旨を法廷で読み上げることもできるらしい。浅間山荘事件では、2期日にわたり合計6時間の弁論を行ったという。空前絶後の事件なのだから、空前絶後の時間を確保したとのこと。そこまではできないが、せつかく弁論に行くのだから（もしかしたらもう一生ないかもしれないから）しっかりアピールしようと思った。

## 15分間の「晴れ舞台」

弁論当日は、事前に提出した弁論要旨に基づいて、15分間の弁論をする時間が与えられた。主張すべきことは上告趣意書に書いてあるし、おそらく最高裁の判決書原案はすでにできあがっていると思われたが、傍聴席には被害者のご遺族と思われる方もおられたし、事件に注目している関係者やマスコミもいた（ただし、マスコミが注目していたのは、当時世間を賑わせていた別の著名な殺人事件のようであった）、15分間の持ち時間を最大限使って、この事件がどんな事案で、なぜ心神喪失なのか、原判決の何が間

違っているのかを、ポイントを絞って訴えた。

さらに、裁判員裁判を控えて、責任能力の議論が以前よりも盛んになされるようになってきているこの時期に、最高裁が判断を出すことは大きな意味があると訴えた。

そして、最後に、十分審理は尽くされていて、責任能力がないことは明らかなので、破棄差戻しではなく、無罪の自判をするよう求めた。

## 「鑑定人の意見を十分に尊重すべきである」

判決当日。最高裁第二小法廷で言い渡された判決（最判平20・4・25判時2013号156頁）は、破棄・差戻しであった。無罪の自判を期待していたが、残念であった。

ただ、原判決に対する疑問については、かなりの部分で弁護人の主張が認められた。

「動機形成は了解可能」との原判決の判断については、「被告人は、同種の幻聴等が頻繁に現れる中で、しかも訂正が不可能又は極めて困難な妄想に導かれて動機を形成したと見られるのであるから、原判決のように、動機形成等が了解可能であると評価するのは相当でない」と判断した。

本件犯行およびその前後の状況について詳細に記憶しているという点については、「幻覚妄想の影響下で、被告人は、本件行為時、前提事実の認識能力にも問題があったことがうかがわれるのであり、被告人が、本件行為が犯罪であることを認識していたり、記憶を保っていたりしても、これをもって、事理の認識をなし得る能力を、実質を備えたものとして有していたとは直ちに評価できるかは疑問である」とした。

さらに、被告人がそれなりの社会生活を送り、仕事をしようとする意欲もあったという点については、「少なくとも『二重見当識』によるとの説明を否定し得るようなものではない」と判断した。

表面的な事実関係からだけでなく、正しい医学的知見に基づいて判断しようという最高裁の姿勢が現れていた。

ところで、事例の判断とは別に、責任能力の鑑定の評価一般について、最高裁は1つの新しい判断を示した。

最高裁は、「心神喪失等の法律判断は裁判所にゆ

だねられるべき問題であり、生物学的、心理学的要素についても、究極的には裁判所の判断にゆだねられるべき問題である」という従来の最高裁判例（昭和58年9月13日決定）を踏襲したうえで、「しかしながら、生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである」という判断を示した。

正直、ここまで踏み込んだ表現をすることは予想していなかった。原判決を破棄するためには、「責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである」という最高裁昭和59年7月3日決定に基づいて、原判決の事実認定の誤りを指摘すれば足りると思える事案であった。しかし、最高裁は、あえて「鑑定の評価について」という独立の項目を設けて、2つの鑑定の信用性の評価を行った。最高裁の真意は不明だが、本件の東京高裁判決があまりに鑑定結果を顧みない態度であったため、「鑑定結果を尊重するように」という警鐘を鳴らしたのかもしれない。

いずれにしても、この最高裁判決を機に、本件の高裁判決のような「有罪ありき」の判断がなくなることを願いたい。

## 判決を振り返って

最高裁がこちらの主張の大部分を認めながら無罪の自判をしなかったことは、残念でならない。

振り返ってみると、原判決の誤りを主張することは

かりに力が入って、無罪の自判を求める主張が足りなかったかもしれない。また、上告趣意書の提出からある程度期間が経過した時点で、調査官に面会して、必要に応じて補充書を提出する等の対応が必要だったかもしれない。果たして十分な上告審弁護活動をしたのかと問われれば、自信がない。

いずれにせよ、初めての上告事件で破棄判決を得られたのは、まさにビギナーズ・ラックに恵まれたというほかない。ただ、たとえビギナーズ・ラックであったとしても、「最高裁もダメなものはダメと言ってくれることもあるんだ」という希望が持てるようになった。

## 全国のビギナーズも上告審を

上告事件を担当する若手の弁護士が少ないという話を聞いたことがある。実際にそうなのかわからないが、もしそうだとすれば、第一審の刑事事件に取り組むのと同じ熱意で上告審にも取り組む若い世代の弁護士がもっといてもいいと思う。現在、制度上、上告審を担うのが東京の弁護士に集中しているのも問題があると思う。

確かに、上告審事件は、記録の検討と書面の作成が大半で、「華々しさ」はないかもしれないし、事案の複雑さ・重大さや被告人との信頼関係構築という点でも、難しい事件が多いかもしれない。「結果が出ない」のは一審以上である。ある種の「玄人の世界」といえるかもしれない。

しかし、熱意と行動が突破口を開くのは、一審でも上告審でも変わらないはずである。圧倒的大多数が上告棄却であるという「現実」は容易には変わらないかもしれないが、それでも、全国の若い世代の「ビギナーズ」たちがもっと上告審に取り組むことで、「現実」を変えていくことができるかもしれない。

私も、ビギナーズの一人として、これからも上告審に取り組みたいと思っている。

（うらぎき・ひろやす）